

総社市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡一

総社市規則第6号

総社市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

総社市職員被服等貸与規則（平成17年総社市規則第27号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
種別	被貸与者	種類	数量	貸与期間	備考	種別	被貸与者	種類	数量	貸与期間	備考
略						略					
2号	児童福祉施設職員	作業服(保育用)				2号	児童福祉施設職員	作業服(保育用)			
	幼稚園職員	夏衣(上)	1	1			幼稚園職員	夏衣(上)	1	1	
	<u>認定こども園職員</u>	冬服(上)	2	3				冬服(上)	2	3	
略						略					

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。